


●「行政書士 相続ひまわり相談室」は昨年 12 月、学校生協から「推奨」されました。よろしくお願ひ致します！

**●学校生協のキャッチフレーズ**

『組合員の仕事や生活をサポートするライフパートナー』

鹿児島県学校生活協同組合

学校教育の現場を生活からサポートします!




重なり

**●行政書士のキャッチフレーズ**

『行政書士は頼れる街の法律家』

- 行政書士は、国民の権利を擁護し、権利義務・事実証明に関する『書類作成』を通じて予防法務を業とする国家資格者です。
- 漫画『カバチタレ』の主人公。⇔ 弁護士



解決★ユキマサくん!  
暮らしを支える、4万人の力。

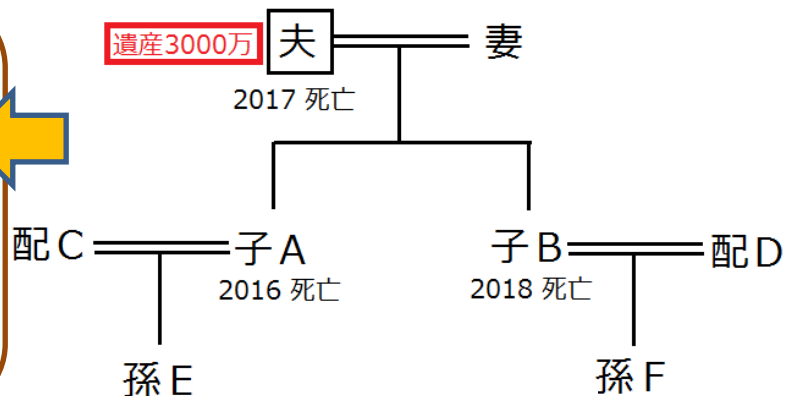
●「組合員の仕事や生活」を「権利義務」の分野から予防サポートする例

- 人生における離別の現状
- ・相続調停でもめる件数の 70%は相続財産 5,000 万円以下
  - ・遺言作成は 12 万件（亡くなる方の 10 人に 1 人）
  - ・離婚件数は 22 万件（婚姻 3 組に対して 1 組）
  - ・一人暮らし世帯 1800 万世帯
  - ・認知症患者 600 万人と大きく変動推移しています。
  - ・これらは、教職員の生活にとっても身近な問題となっています。

- ①多忙化軽減対策…相続における遺言・遺言執行・遺産分割協議書・相続手続き、離婚協議書等の負担軽減
- ②教育格差対策…養育費・婚姻費請求（離婚協議書）、教育費捻出（遺産分割協議書・法定分割、遺言）等
- ③終活対策…遺言、任意後見による自己実現、家族ライフサポート など

ここで一服…Q. 相続クイズ：夫の死亡でそれぞれの相続分は？

- ①平日、休みが取れない「忙しい」先生方
- ②自分でいろいろ調べてみたが、これで良いのか？「自信がない」先生方
- ③協議や手続きが「不安」「負担」「面倒」「もめたくない」と感じておられる先生方
- ④一日も早く「安い費用で穏やかな日常生活」を確保したいとお考えの先生方



（答えは、ホームページで）

古より、餅は餅屋に、生兵法は怪我のもとなどと言われます。このようなときは、県内で教職員のことを誰よりもよく知っている行政書士、『相続ひまわり相談室』にお任せ（丸投げ）して、普段通りお過ごしください。

## Q. 相続クイズの答え

A. 夫が2017年に亡くなりました。

遺言がなければ、妻と子の相続ですから、

妻 2分の1

子 2分の1です。

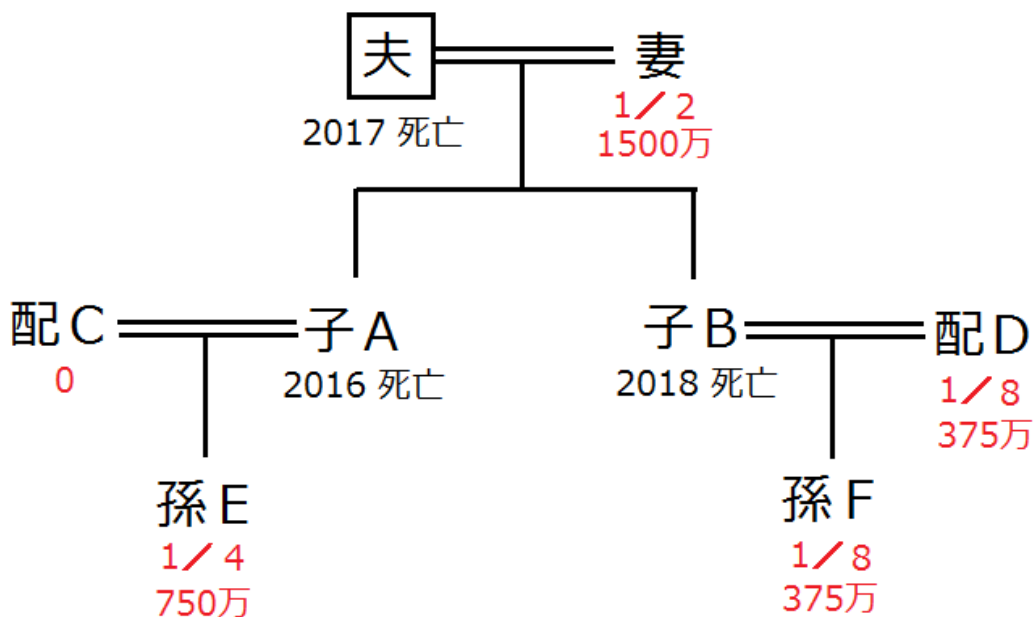
子Aは2016年に亡くなっていますから、「代襲相続」です。

したがって、子Aの分（4分の1）は孫Eが相続します。

子Bは2018年に亡くなっていますから、「二次相続」です。

したがって、子Bが相続した分（4分の1）を配偶者Dと孫Fで均等に相続します。

結局、下の図のようになります。



相続人が全員そろわないと、遺産分割協議書は無効になります。

紛らわしいですが、相続人や相続分をしっかりと理解しておかないと、遺産分割協議のやり直しになってしまいます。

今後、高齢な子が高齢な親の相続をする時代になります。子を飛び越えて孫が相続するケースも増えると思われます。